

加治木労働基準監督署発表
令和 8 年 3 月 19 日（木）

報道関係者 各位

令和 8 年 3 月 19 日
【照会先】
加治木労働基準監督署
署 長 山口 大輔
○監督課長 川原 拓也
(電 話) 0995 (63) 2035

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ドラグ・ショベルの誘導員を配置していなかった疑い～

加治木労働基準監督署（署長 山口 大輔）は、本日、建設業の個人事業主を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 7 年 10 月 21 日、霧島市隼人町の災害復旧工事現場において、陥没穴に近接した里道上で労働者にドラグ・ショベルによる作業を行わせる際、転落等防止のための誘導員を配置していなかった疑い。

1 被疑者

- (1) MM土木 代表者 A
所在地：鹿児島県霧島市国分松木東
事業内容：土木工事業

2 違反条文

労働安全衛生法違反
同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第 157 条第 2 項（転落等の防止等）
同法第 119 条第 1 号（罰則）

3 災害の概要

令和 7 年 10 月 21 日、霧島市隼人町の災害復旧工事現場において、大雨により陥没穴が発生した里道の復旧のため、労働者 B に車両系建設機械であるドラグ・ショベルを運転して土砂を埋め戻す作業を行わせていたところ、運転していたドラグ・ショベルごと陥没穴に転落し、死亡する災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、路肩、傾斜地等で車両系建設機械（※）を用いて作業を行う場合、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させることが規定されていますが、災害発生時、このような誘導者の配置が行われていなかった疑いがあるものです。

※労働安全衛生法施行令の別表第7に掲げる建設機械で、「動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる建設機械」をいい、その中の掘削用機械として、ドラグ・ショベルが該当します。

5 参考事項

車両系建設機械は建設現場等において広く使用されている機械ですが、不安全な作業方法等により、毎年多数の災害が発生している状況にあります。

特に、車両系建設機械の転倒・転落による災害は、ひとたび発生すると死亡災害等の重篤な災害につながりやすいことから、加治木労働基準監督署においては、同種災害発生防止の徹底を図るべく、立入調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（以下 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで
（以下略）

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第百五十七条

（第1項 略）

- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。